

津市民栄誉賞表彰要綱

平成20年8月29日訓第62号

(趣旨)

第1条 この要綱は、津市表彰規則（平成18年津市規則第3号）第4条の規定に基づき、スポーツ、芸術、学術、文化等の分野において、住民に夢と明るい希望を与えるとともに、広く住民に親しまれ、本市の名を高めることに顕著な功績のあった者に対し、その栄誉を称え表彰することに関し必要な事項を定めるものとする。

(表彰の対象)

第2条 津市民栄誉賞（以下「栄誉賞」という。）の表彰の対象となる者は、本市の区域内に住所を有する者、本市の区域内に住所を有したことのある者又は本市の区域内に所在する団体のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) オリンピック競技大会その他世界的規模のスポーツ大会で顕著な成績を収めたもの
- (2) 世界的規模の芸術、学術、文化のコンクール等で顕著な成績を収めたもの
- (3) その他特に顕著な業績のあったもの

(特別栄誉賞)

第3条 前条各号に該当する者のうち、その成績若しくは業績が特に顕著であったもの又は栄誉賞を受賞した後、再びこれに匹敵するような成績若しくは業績を挙げたものには、津市民特別栄誉賞を贈ることができる。

(庶務)

第4条 表彰に係る庶務は、政策財務部秘書課において処理する。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓は、平成20年9月1日から施行する。